積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工　事　設　計　書

事　業　年　度	令和 7年度		
設　計　年　月	令和　年　月		
予　算　科　目	款	項	目　　節
工　事　場　所	京都市西京区下山田上園尾町他地内		
路線名又は河川名等			
工　　事　　名	河川維持補修工事（西芳寺川）		
工　　期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事　業　課（所）名	西京土木みどり事務所	単価使用年月	令和　年　月
工　事　番　号		歩掛適用年月	令和　年　月
変　更　回　数		基準適用年月	令和　年　月
主　　工　　種		単　価　地　区	
前　払　金　支　出		調　整　区　分	

京都市　建設局

チェック欄	

京都市

工 事 概 要

工事箇所				工区	2
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積	m2	25	根継ぎｺﾝｸﾘｰﾄ	箇所	9
植生土のう積	箇所	2	仮設工	式	1

施 工 理 由

本工事は、流水の影響による浸食や洗掘が生じている護岸構造物の補修を行うことにより、河川の流水機能の改善を図るものである。

			設計額		請負額	
			金額	増減額	金額	増減額
工事費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
	消費税相当額	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
支給品費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	

京都市　建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年9月	
歩掛適用年月	2025年9月	
基準適用年月	2025年9月	
単価地区	2601：Ⅰ地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	01:河川工事	
施工地域等補正	補正無し（地方部　施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	補正無し（地方部　施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
運搬処分工	運搬処分	残土等処分	土質：レキ質土		m3	4,500	処分費	管理費区分Ｔ
運搬処分工	運搬処分	運搬（廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ）			回	11,910	施工費	
運搬処分工	運搬処分	処分（廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ）			t	50,000	処分費	管理費区分Ｔ
仮設工	水替工	ﾎﾟﾝﾌﾟ設置・撤去	施工機械:ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)【標準・ｸﾚｰﾝ機能付き】山積0.28m3(平積0.2m3)1.7t吊		箇所	84,990	施工費	

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（西芳寺川）	事業区分 工事区分	河川改修 築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
築堤･護岸		式	1				
法覆護岸工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り （参考数量）	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模)	m3	50				(概)
埋戻し （参考数量）	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模)	m3	20				(概)
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積)		式	1				
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉),t=100	m	11				
現場打基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉),底幅43cm,高さ25cm	m	11				
胴込・裏込材（砕石）	ﾌﾞﾛｯｸ種類:間知・平・連節・緑化ﾌﾞﾛｯｸ,砕石規格:再生砕石 RC-40	m3	28				
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積	ﾌﾞﾛｯｸ規格:JIS粗面,練積	m2	25				
天端ｺﾝｸﾘｰﾄ	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	m	11				
小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ①	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				
小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ②	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（西芳寺川）	事業区分 工事区分	河川改修 築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ③	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				
小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ④	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				
根継ぎ工		式	1				
根継ぎｺﾝｸﾘｰﾄ①	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				
根継ぎｺﾝｸﾘｰﾄ②	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				
根継ぎｺﾝｸﾘｰﾄ③	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				
根継ぎｺﾝｸﾘｰﾄ④	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				
根継ぎｺﾝｸﾘｰﾄ⑤	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				
根継ぎｺﾝｸﾘｰﾄ⑥	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				
根継ぎｺﾝｸﾘｰﾄ⑦	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				
根継ぎｺﾝｸﾘｰﾄ⑧	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				
根継ぎｺﾝｸﾘｰﾄ⑨	ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	箇所	1				
土のう積工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（西芳寺川）	事業区分 工事区分	河川改修 築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
植生土のう積①	作業区分：小口並べ，作業内容：仕拵・積立，土材料：山土（盛土用良質土）	m2	2				(概)
植生土のう積②	作業区分：小口並べ，作業内容：仕拵・積立，土材料：山土（盛土用良質土）	m2	2				(概)
運搬処分工		式	1				
運搬処分		式	1				
土砂等運搬	土質：ﾚｷ質	m3	30				(概)
残土等処分	土質：ﾚｷ質	m3	30				
運搬（廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ）		回	1				
処分（廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ）		t	0.02				
仮設工		式	1				
仮締切工 （参考数量）		式	1				
土のう積	作業区分：小口並べ，作業内容：仕拵・積立・撤去，土材料：山土（盛土用良質土）	m2	31				(概)
水替工 （参考数量）		式	1				
ﾎﾟﾝﾌﾟ設置・撤去	施工機械:ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)【標準・ｸﾚｰﾝ機能付き】山積0.28m3(平積0.2m3)1.7t吊	箇所	9				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（西芳寺川）	事業区分 工事区分	河川改修 築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ﾎﾟﾝﾌﾟ運転	排水量:0以上120(m3/h)未満,10m,排水方法:作業時排水	日	32				
運搬工 （参考数量）		式	1				
小運搬① (ｺﾝｸﾘｰﾄ)	運搬区分：2tﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ,片道運搬距離：600m	m3	13				(概)
小運搬② (ｺﾝｸﾘｰﾄ)	運搬区分：2tﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ,片道運搬距離：650m	m3	2				(概)
小運搬③ (ｺﾝｸﾘｰﾄ)	運搬区分：2tﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ,片道運搬距離：750m	m3	4				(概)
小運搬④ (ｺﾝｸﾘｰﾄ)	運搬区分：2tﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ,片道運搬距離：850m	m3	23				(概)
小運搬⑤ (ｺﾝｸﾘｰﾄ)	運搬区分：2tﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ,片道運搬距離：1100m	m3	7				(概)
小運搬⑥ (ｺﾝｸﾘｰﾄ)	運搬区分：2tﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ,片道運搬距離：1200m	m3	2				(概)
小運搬⑦ (ｺﾝｸﾘｰﾄ)	運搬区分：2tﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ,片道運搬距離：1300m	m3	3				(概)
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	115				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（西芳寺川）	事業区分 工事区分	河川改修 築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 25.3%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
みやこ杣木工事看板	1100×1400	枚	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（西芳寺川）	事業区分 工事区分	河川改修 築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

京都市

特　記　仕　様　書（個別工事編）

工 事 名　河川維持補修工事（西芳寺川）
工事場所　京都市西京区下山田上園尾町　他地内

1　一般事項

第１条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和７年８月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和７年８月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※　京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）

第２条（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施）

1　本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」）であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休２日」は必須である。

2　受注者は、契約後すみやかに、「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。

3　「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4　受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5　工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第３条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1　本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html）に基づいて実施する。

2　受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3　建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」

において、加点対象となる。

第４条（前払金）

前払金は、請負代金の４０％以内とし、中間前払金は、同様に２０％以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※　京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf）

2　現場条件に関する事項

第５条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

1　工区について、河川に併設されている林道上での作業となることから、各関係機関と事前協議を行い、施工時期を調整すること。

2　進入路及び荷降ろし場所が狭隘なため、全工区のコンクリート（18-8-40BB）は、小型車割増しした材料単価とする。

第６条（工程）

1　請負者は、契約後速やかに監督職員と施工方法（工程調整事項等）について協議を行い、その内容を施工計画書に反映させること。

2　週間工程表は、その該当箇所を施工する前週金曜日（閉庁日の場合は直前の開庁日）の１２時までに監督職員へ提出すること。関係機関（警察，消防，学校等）への配布が必要な場合は、請負者が配布を行うこと。

第７条（交通誘導警備員）

1　交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編　　成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所	3 名	交通誘導警備員Ｂ 3 名	昼　間	無

第８条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

みやこ杣木を使用した木製の工事標示板の設置

（項目、仕様及び設置枚数の例）

項　目	仕　様	設置枚数
工事標示板	・みやこ杣木を用いた看板 納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杣木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。 ・看板サイズは１１００×１４００ｍｍとする。 ・表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。 （文字数：１８０字程度）	１枚

また、設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3　監督職員の確認に関する事項

第９条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種･種別等	細　別	材料・資材・製品
コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積）	コンクリートブロック積	積ブロック（JIS・粗面）

第１０条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第１１条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細　別	確　　認　　時　　期
コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積）	コンクリートブロック積	法線設置完了時

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

（「共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細　別	確　　認　　項　　目
作業土工	床掘	床付け高さ確認

第１２条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項　　目	確　認　方　法・目　的　等
コンクリートブロック積	施工前の現地状況を踏まえて施工範囲を確定する必要があるため、監督職員と現地にて立会い確認をする。

第１３条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目･規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目･規格等	試験項目	試験時期・頻度	備　考
セメント・コンクリート	レディーミクストコンクリート 18-8-40BB	スランプ試験	打設前、１回	
		空気量試験	打設前、１回	
		圧縮強度試験	１回	１週・４週を各３個

4　建設副産物に関する事項

第１４条（建設副産物の適正処理）

1　建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成２３年４月１日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるＡ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票については、その原本を監督職員へ提示すること。

＜産業廃棄物＞

建設副産物	受入場所	備　　考
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第６項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路天王前８７－１１	設計運搬距離 Ｌ＝１２．８km

2　建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

＜建設発生土＞

建設副産物	受入場所	備　　考
建設発生土	（指定地処分）　豊坂建材株式会社 京都市伏見区久我石原町３－２９	設計運搬距離 Ｌ＝９．８km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

⑴　指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合

⑵　本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合

⑶　上記の⑴⑵以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

⑴　土壌分析結果証明書（計量法第１２２条第１項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））

⑵　⑴の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3　建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第５編及び公共物ＧＩＳに掲載している他の施設の中から積算上の２番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第５編及び公共物ＧＩＳに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第１５条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

⑴　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和７年６月１日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

体方法	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他(　　)	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※　特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

⑵　受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を別に定める１８条様式に記載し、監督職員に報告すること。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、１８条に基づく報告を省略することができるものとする。

5　その他事項

第１６条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の２８日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の１４日前までに提出すること。

第１７条（情報共有システムの利用）

１　本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン　（令和６年３月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

２　利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

３　システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

４　システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第１８条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

１　目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い実施するものとする。

２　実施内容

（１）　「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア　受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ　遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２）　効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３）　費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４）　成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

第１９条（その他）

１　工事施工に際しては、地域住民からの理解及び協力が得られるよう、事前に工事内容や方法・車両通行規制等を十分説明し、住民との間で苦情・トラブル等が生じないように努めること。

２　地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

３　請負者は、必ず、着工前に工事ビラ「○○工事のお知らせ」を工事箇所の周辺住民に配布すること。なお、様式等は監督職員の指示に従うこと。

位　置　図
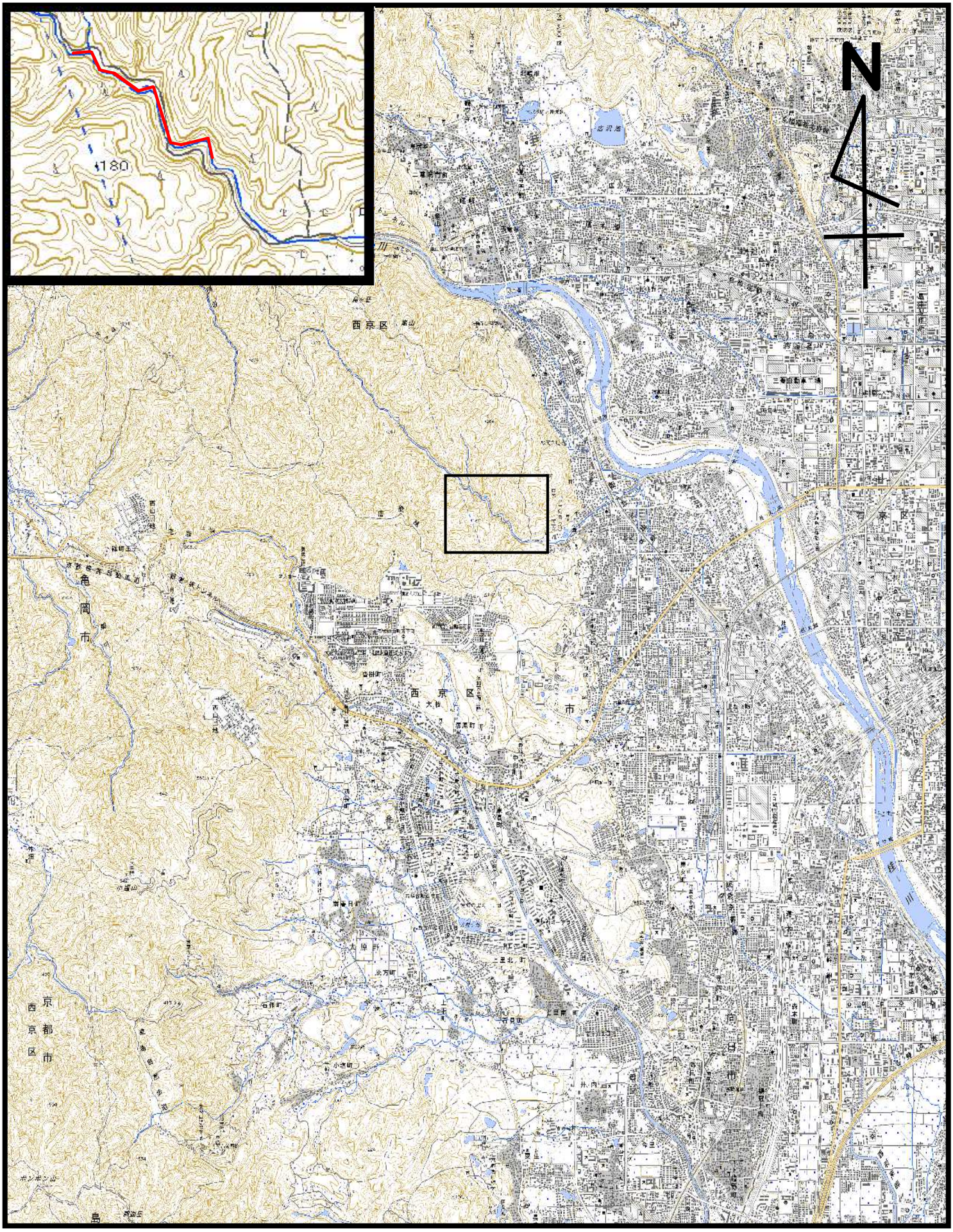
河川維持補修工事（西芳寺川）